

科目名	発明工学 Invention Engineering	科目コード	A0310
-----	-------------------------------	-------	-------

学科名・学年	全専攻・2年（プログラム4年）
担当教員	吉井 剛（非常勤，吉井国際特許事務所）
区分・単位数	選択・2単位
開講時期・時間数	前期，30時間【内訳：講義，演習，実験0，その他0】
教科書	工業所有権法(産業財産権法)逐条解説〔第19版〕発明協会発行 平成27年改正 知的財産権法文集 平成28年4月1日施行版 発明協会発行
補助教材	資料配付
参考書	適宜提示

### 【A. 科目の概要と関連性】

本講座は，知的財産の中で本学学生に将来，最も必要となる特許法を中心に，その基礎知識を習得させ，更に進んで特許明細書の書き方など，実践的な知識・技能を習得させるものである。

また，本講座における具体的な達成目標は以下の通りである。

- 1 知的財産権に関する最低限の法的知識の習得
- 2 特許明細書を読むこと，特許明細書を書くことの知識・技能の習得
- 3 知的財産権をめぐる紛争の対処・検討ができる能力の習得
- 4 外国特許制度についての基礎知識の習得

### 【B. 「科目の到達目標」と「学習・教育到達目標」との対応】

この科目は長岡高専の教育目標の(C), (E), (F)と主体的に関わる。

この科目の到達目標と，成績評価上の重み付け，各到達目標と長岡高専の学習・教育到達目標との関連を以下の表に示す。

科目の到達目標	評価の重み	学習・教育到達目標との関連
①特許制度（知的財産制度）の概要が分かる。	50%	(C2)
②特許明細書が作成できる。	25%	(E2), (F2)
③特許権の内容が理解できる。	25%	(E2)

### 【C. 履修上の注意】

講義内容を理解・習得するためには，講義聴講が重要となる。特に，後半の演習(1)～(5)は出席して討論することが必須要件である。

### 【D. 評価方法】

次に示す項目・割合で達成目標に対する理解の程度を評価する。60点以上を合格とする。

- 定期試験（0%）
- その他：演習(1)から演習(5)の評価点（提出物，討論状況含む）で評価する。（100%）

【E. 授業計画・内容】

● 前期

回	内容	課題
1	イントロダクション (知的財産権の概説)	シラバスの配付, 講義 全体の概論説明
2	特許制度① (知的財産権の概説続き)	知的財産権に係る 課題
3	特許制度② (知的財産権の概説続き)	知的財産権に係る 課題
4	特許出願の流れ (発明完成から権利化まで(出願・中間処理・拒絶査定不 服審判・審決取消訴訟))	発明完成から権利化 の過程に関する課題
5	特許要件(産業上の利用性, 新規性, 進歩性, 先願), 新 規性喪失の例外規定, 職務発明の対価, 特許調査	特許要件などに 関する課題
6	特許出願(クレームの多項性) (明細書の実例検討)	特許権の実例に 関する課題
7	特許出願書類, 特許明細書作成演習(1)・・・発明ス トリ-	演習に関する 課題
8	特許明細書作成演習(2)・・・願書及び特許請求の 範囲	演習に関する 課題
9	特許明細書作成演習(3)・・・明細書(発明の 詳細な説明)	演習に関する 課題
10	特許明細書作成演習(4)・・・出願書類 完成	演習に関する 課題
11	特許権侵害で訴えられた時の対処法①	特許権侵害の 実例に関する 課題
12	特許権侵害で訴えられたときの対処法②(演習)	演習に関する 課題
13	特許法以外の周辺法(実用新法案, 意匠法, 商標法, 不正 競争防止法, 著作権法)	特許法以外の 周辺法に 関する課題
14	国際出願 (外国の特許制度)	外国の特許 制度に 関する課題
15	総合演習(5)及び解説	演習に関する 課題